

船橋市テニス協会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、船橋市テニス協会（英文名：Funabashi Tennis Association・略称：F T A）という。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を船橋市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、テニスの普及・発展と市民の健康づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- (1) 市民テニス大会等、競技大会を実施・運営する。
- (2) テニス教室等、ジュニアに対してテニスに触れる機会の提供を図る。
- (3) テニスの普及・発展に資する各種イベント、テニス講習会を実施・運営する。
- (4) 必要に応じて各種競技大会に選手・役員の選考及び派遣を行う。
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業を行う。

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、船橋市内に拠点を置くテニスクラブ、実業団、学校及びテニス愛好者等の団体とする。

(加盟)

第6条 会員になろうとする団体は、別途定める加盟団体申請書を提出のうえ、総会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において定めた会費を納めなければならない。
なお、既納の会費は返還しないものとする。

(除名)

第8条 会員として不適当と認められたときは、総会の決議により除名することができる。

第4章 役員

(役員設置)

第9条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1～2名
理事長	1名
副理事長	1～2名
常務理事	30名以内
理事	加盟団体の代表者、及び総会で必要と認めた者とする
監事	1～2名

(役員選任)

第10条 会長は、常務理事会が推挙し総会において決議する。

- 2 副会長は、会長が推挙し総会において決議する。
- 3 理事長及び副理事長は、常務理事会が常務理事のうちから選定推挙し総会において決議する。
- 4 常務理事は総会において理事のうちから選任する。
- 5 監事は総会において選任する。
- 6 任期中に交代又は増員により役員を選任する場合も第1項から前項までと同様とする。
- 7 理事及び監事は相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は本会を代表し会務を総理する。及び、総会を招集する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事長は会長の命を受けて会務を執行する。及び、常務理事会を招集しその議長となる。
- 4 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 常務理事は常務理事会を構成し、会務に必要な事項を審議・執行する。
- 6 理事は総会を構成し、会務に必要な重要事項を決定・執行する。
- 7 監事は会務及び会計を監査する。及び、総会に出席し、監査結果を報告し、意見を述べることができる。

(役員任期)

第12条 加盟団体の代表者を除く役員の任期は、2年とし再任を妨げない。

- 2 補欠選出された役員の任期は前任者の残任期間とし、増員した役員の任期は他の現任者の残任期間とする。

(役員解任)

第13条 役員に本会役員としてふさわしくない行為のあった場合又は特別の事情がある場合、総会の決議によりこれを解任することができる。

(名誉会長、顧問、参与)

第14条 本会に名誉会長、顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び参与は常務理事会の推挙により会長が委嘱する。
- 3 顧問は会長の諮問に応じ意見を述べ、又は総会に出席し意見を述べることができる。
- 4 参与は常務理事会の諮問に応じ意見を述べ、又は常務理事会及び総会に出席し意見を述べる
ことができる。
- 5 名誉会長、顧問及び参与の任期は、第12条第1・2項の規定を準用する。

第5章 会議

(会議)

第15条 本会の会議は、総会及び常務理事会とする。

(総会の開催)

第16条 総会は毎年1回、年度末に会長が招集する。

- 2 議長は総会に出席した役員の互選により定める。
- 3 総会は最高の議決機関であり、事業報告及び収支決算、事業計画及び収支予算、役員の
選任、会則の改訂などの重要事項を議決する。

(総会の定足数)

第17条 監事を除く役員はそれぞれ1票の議決権を有する。

- 2 総会は監事を除く役員の過半数で成立する。但し、欠席者は議長又は他の役員を代理人として、
議決を委任することができ、この役員は出席したものとみなす。
- 3 総会の議事は、議長を除く出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを
決する。

(総会議事録)

第18条 総会の議事録を作成し、会長及び議長が署名し、保存する。

(常務理事会の開催)

第19条 常務理事会は理事長が必要と認めたとき招集する。

(常務理事会の運営)

第20条 常務理事会は理事長、副理事長、常務理事をもって構成する。

- 2 常務理事会は以下の事項について審議し議決する。
 - (1) 本会の運営に関する事項
 - (2) 総会において委任された事項
 - (3) その他、理事長が必要と認めた事項

(常務理事会の定足数)

第21条 常務理事会は構成員の過半数で成立する。

- 2 常務理事会の議事は、議長を除く出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が
これを決する。

第6章 委員会

(委員会)

第22条 本会は、常務理事会で決議された日常会務の円滑な運営を目的とする各種委員会を、常務理事会のもとに置くことができる。

(委員長及び委員)

第23条 各種委員会の委員長は、常務理事会で常務理事のうちから選任する。

2 各種委員会の委員は常務理事で構成する。

(解散)

第24条 各委員会は設置目的を達成した時点で解散する。

第7章 会計

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第26条 本会の経費は次に掲げるもので支弁する。

(1) 会費

(2) 事業収入

(3) 補助金

(4) 寄付金

(5) その他の収入

(予算及び決算)

第27条 予算は、会計年度毎に総会の承認を得て決定する。

決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

第8章 付則

(会則の変更)

第28条 本会則は総会の議決を経て変更することができる。

(細則)

第29条 本会則に定めるものの他、本会運営に必要な細則、内規、申し合わせ事項は常務理事会にて審議し議決する。

制定 平成5年(1993年)4月1日

改訂 令和2年(2020年)4月1日